

松江市立美保関中学校 生活心得

美保関中学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、自分の行動に責任のもてる充実した中学校生活を送るために、以下のことを心がけよう。

1 あいさつ

あいさつは、尊敬と敬愛の気持ちの表現です。明るい真心のこもったあいさつを交わすように心がけます。

職員室の出入の際は、あいさつとともに「学級名、氏名、用件」をはっきりと伝えて入室し、用件を済ませた後、はっきりと「失礼しました」と言ってから退出します。

2 服装など

きちんとした服装はその人の人柄を表します。服装は決められたものを正しく着用します。

- (1) 入学式・卒業式は、冬服の制服を着用します。それ以外の時期は、気候や体調に応じて各自で判断し、夏服・冬服・合服を選んで着用します。
- (2) 上履き、体操服、体育館シューズは指定のものを使用します。
- (3) 通学には原則として運動靴を使用します。
- (4) 頭髪は不快感を与えないさわやかで清潔な髪型とし、運動にさしつかえないようにします。肩をこえる長さの髪は結びます。
- (5) 名札は左胸につけます。忘れた場合は、必ず生活委員会の貸出名札を借りてつけます。
- (6) スカートは膝が隠れる長さ、スラックスは裾が地面に着かない長さのものを着用します。
- (7) ベルトは黒・紺・茶の無地のものを着用します。
- (8) ソックスは白・黒・紺の無地（ワンポイント可）を着用します。儀式的時は白のソックスを着用します。冬季は黒・紺・ベージュで無地のタイツを着用できます。
- (9) 冬季は、学生服・ブレザーの下に黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）の衣服を着用できます。ただし、学生服・ブレザーからはみ出さないよう着用します。

【制服について】

以下の A タイプ・B タイプ・C タイプから選択して着用します。

A タイプ (標準学生服)	B タイプ (ブレザー・スカート)	C タイプ (ブレザー・スラックス)
①夏の服装 ・半袖白色ポロシャツ（指定） ・夏ズボン（指定）	①夏の服装 ・半袖白色ポロシャツ（指定） ・夏スカート（指定）	①夏の服装 ・半袖白色ポロシャツ（指定） ・スラックス（指定）
②冬の服装 ・学生服・学生ズボン（指定） ・長袖白色カッターシャツ	②冬の服装 ・ブレザー・スカート（指定） ・ベスト（指定）・リボン（指定） ・長袖白色ブラウス	②冬の服装 ・ブレザー、スラックス（指定） ・ベスト（指定）・リボン（指定） ・長袖白色ブラウス
③合服 ・学生ズボン（指定） ・長袖白色カッターシャツ	③合服 ・スカート（指定） ・ベスト（指定）・リボン（指定） ・長袖白色ブラウス	③合服 ・スラックス（指定） ・ベスト（指定）・リボン（指定） ・長袖白色ブラウス

3 学校生活

- (1) 学習に不要なものは学校に持ちこみません。間違って持ってきた場合は職員室に届け出ます。
- (2) 現金など、貴重品を持ってきた場合は、朝必ず先生に直接提出します。
- (3) 水筒の中の飲料は水かお茶のみとします（猛暑期の飲料については別途指示します）。
- (4) ペットボトルのお茶や水を持ってくる場合は必ず記名し、回し飲みは絶対にしません。

4 登校・下校

- (1) 登下校時刻を守ります。
- (2) 途中で異常（事故、道路の異変）があったら、直ちに学校と家庭に連絡します。
- (3) 登下校時の服装は、制服または体操服とします。ただし、休日または長期休業中は、各部で認められた服装を着用できます。
- (4) 交通ルールを守り、安全に気を配ります。
- (5) 事故防止のため、明るさにより各自の判断で反射タスキを着用します。
- (6) 徒歩通学の場合は、通学路（歩道）を歩きます。
- (7) バス通学の場合は、別紙「通学バスについて」に沿って通学します。

5 学習

- (1) 授業では次のことを心がけ、自主的に学習を進めます。

【学習の約束】	・学習の準備をしよう	・自ら学ぼう	・誰とでもいっしょに学ぼう
---------	------------	--------	---------------

- (2) 忘れ物をした場合は事前に申し出、担当の先生の指示に従います。
- (3) 教科ごとに指示されたもの以外の学用品は学校に置きません。
- (4) 毎日、家庭学習に取り組みます（宿題、予習、復習、テスト勉強）。
- (5) 学習用端末は、「Chromebook 使用のきまり」に沿って正しく使います。

6 給食

給食当番は特に衛生に留意し、必ず三角巾・マスク・給食衣を身につけて手早く配膳し、食事後はていねいに後片づけをします。

7 清掃・美化

- (1) 校舎内外の美化に努めます。
- (2) 清掃時間いっぱい取り組みます。
- (3) 清掃用具は大切に取り扱い、常に整備しておきます。

8 施設・設備の使用

- (1) 特別教室の使用は、担当の先生の許可を得て使い、終了後は片付けて報告します。
- (2) 体調不良による保健室での休養は原則1時間までです（休養した場合は部活動に参加しない）。
- (3) 施設・設備・備品などが破損・汚損した場合は、速やかに届けます。

9 校外生活

- (1) 校外では、保護者の責任のもとに各自が一人の人間として責任ある行動をします。
- (2) 長期休業中の生活については別に定めます。

【市内中学校共通指導事項】

- ・有料遊技場（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ等）への出入りは保護者同伴とします（生徒同士では禁止）。
- ・友人宅への外泊は禁止とします。
- ・日没までに帰宅します（夏季は19時、冬季は18時）。

10 届出をしなければならない事項

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引の場合：保護者が連絡（朝8時までは tetoru、8時以降は電話）
- (2) 事前にけがなどで朝マラソンに参加できない場合：保護者が「生活のあゆみ」に理由を記入